



令和6年度前期 終業です。

本日、前期授業の最終日となり、通知票「学習の記録」をメールにて配信いたします。これは、宿題等の家庭学習の状況を含んだ、本校における学習活動の成果を評価したものです。まずは、学習面に限らず、がんばったこと、できるようになったこと、成長したことなどをたくさんほめてくださればと思います。現地校でがんばっている姿と合わせてお子様の成長の足跡をご理解いただき、ご家庭での教育の参考としていただきたく、通知票の見方についてお知らせいたします。

今後とも本校の教育にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○通知票「学習の記録」の見方

- ・出席日数が10日以内の場合は、評価評定は実施せず、所見のみの記載となります。

1 観点別評価・評定

【小学部】

(1年)・前期は「できる」「がんばろう」の2観点とし、所見を記載します。

- ・後期は1年間の学習活動を総合し、3段階で評価、評定を行います。

(2~6年)

- ・教科の観点別評価を基に、前期の学習活動を総合し、3段階で評価を行います。

◎ 十分満足できる ○おおむね満足できる △もう少し努力を要する

- ・各教科の評定は、1年間の学習活動を総合し、後期に3段階で記載します。

【中学部】

- ・各教科の観点別に、A・B・Cの3段階で評価します。

- ・評定は、観点別評価を基に、5段階で評定を行います。後期は年間総合の評定です。

【高等部】

- ・観点別評価を行わず、前期後期ともに10段階で評定します。後期は年間総合の評定です。

2 所見

お子様の補習校における学習活動、休み時間の過ごし方、家庭学習や提出物の状況等のうち、顕著な点についての所見となります。

3 その他

- ・評価、評定については、知識やテストの点数のみを材料とするのではなく、主体的に学習に取り組む態度、思考・判断・表現力に加え、課題の提出状況や授業中の態度も含まれます。
- ・お気づきの点やご質問がございましたら、メールで校長、教頭までお問い合わせください。

Ckjs-office@ckjs.org

授業中にこんにちは

幼稚部 さくら組 テーブルワーク「おみせやさんごっこのじゅんぴをしよう！」



さくら組では、10月12日と19日に行う「おみせやさんごっこ」の準備をしていました。先週はとてもおいしそうなラーメンを作成していました。今週はピザです。色紙とはさみを上手に使っておいしそうにピザをつくっていました。おみせやさんごっこ、どうぞお楽しみに！

小学部 1年1組 生活科「歌を歌おう！」



1年1組では、音楽の教科書から選んだ曲で歌を歌っていました。「さんぽ」に始まり、「アイアイ」「うみ」「こぐまのジェンカ」「かたつむり」、リクエストにより「君が代」「セブンステップ」などを体を動かしながら大きな声で歌っていました。最後は校歌を元気に歌っていました。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

平成 29 年 3 月に「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針等に即した適切な調査の実施に資するためのガイドライン」が作成されました。にもかかわらず、令和 4 年度の重大事態（いじめによる自殺、不登校にいたったこと）発生件数は過去最多だったそうです。状況を重く見た文部科学省が令和 6 年 8 月に、そのガイドラインを改訂しましたのでお知らせします。ポイントは以下の通りです。いずれも、学校の体制として確立すべき内容です。

- 重大事態の発生を防ぐため、学校は未然防止、平時からの備えを整えること。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかな場合、警察と連携すること。
- 児童生徒、保護者から申し立てがあった場合は重大事態が発生したものとして調査報告にあたる。
- 調査目的や調査の進め方について事前説明の手順、説明事項を明記。
- 重大事態で調査すべき調査項目を明確化。
- 第三者が調査すべき事案を具体化し、第三者と言える者を例示。

本校は補習校ですが、大切なお子様をお預かりし日本の教育を行っている点では国内の学校と何ら変わりはありません。現在いじめ事案は報告されていませんが、未然防止、早期発見に努め、安心して学習に取り組める学校にしていく所存です。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成 ・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。 ⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。 | <p>○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載 | <p>○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記 | <p>○児童生徒・保護者からの申し立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申し立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載 |
| <p>○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信任が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載 | <p>○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載 | <p>○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載 ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記 | |

（その他）・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
 ・重大事態対応におけるチェックリストを作成
 ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

